渋谷区告示第２１２号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成１４年法律第７８号）第３４条第１項の規定に基づき、ライオンズマンション広尾マンション建替組合の事業計画の変更を令和８年８月２６日付け申請書のとおり認可したので、同条第２項において準用する同法第１４条第１項の規定により、次のように告示する。

令和８年１１月４日

渋谷区長　長谷部　健

１　組合の名称
ライオンズマンション広尾マンション再生組合
２　再生前マンションの名称及びその敷地の区域
（１）名称
ライオンズマンション広尾
（２）敷地の区域
東京都渋谷区広尾五丁目５２番４号
３　再生後マンションの敷地の区域
東京都渋谷区広尾五丁目５２番４号
４　事業施行期間
令和元年９月から令和７年１２月まで
５　事務所の所在地
東京都港区芝五丁目３０番１－６０２号
６　設立認可の年月日
令和元年８月３０日
７　変更の内容
組合名称の変更
変更前　ライオンズマンション広尾マンション建替組合
変更後　ライオンズマンション広尾マンション再生組合
８　事業計画の変更の認可の年月日
令和８年１１月４日